



本商品は2013年6月14日をもって、新規の販売を停止しております。記載の内容は、この資料が作成された2013年4月時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。

## 契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

グローイングロード

### Growing Road NK

一時払変額終身保険(10) ステップアップ死亡保障特約付

この書面は、保険業法第300条の2(準用金融商品取引法第37条の3第1項)に基づき、契約締結前にお客さまへの交付が義務づけられた「契約締結前交付書面」です。当商品の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。

#### ご契約前に必ずお読みください。

- この「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 特にお支払事由やお支払いに関しての制限事項、ご解約時のお取扱いや乗換の注意事項等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了承のうえ、お申込みください。
- この「契約概要」「注意喚起情報」のほか、保険金のお支払事由およびお支払いできない場合等の詳細やご契約内容に関する事項、ならびに主な保険用語のご説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。



## 一時払変額終身保険（10）ステップアップ死亡保障特約付

- ◆ この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただけますようお願いいたします。
- ◆ 契約概要に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。
- ◆ この保険は、マスマチュアル生命保険株式会社（以下「当社」といいます）を引受保険会社とする生命保険商品です。

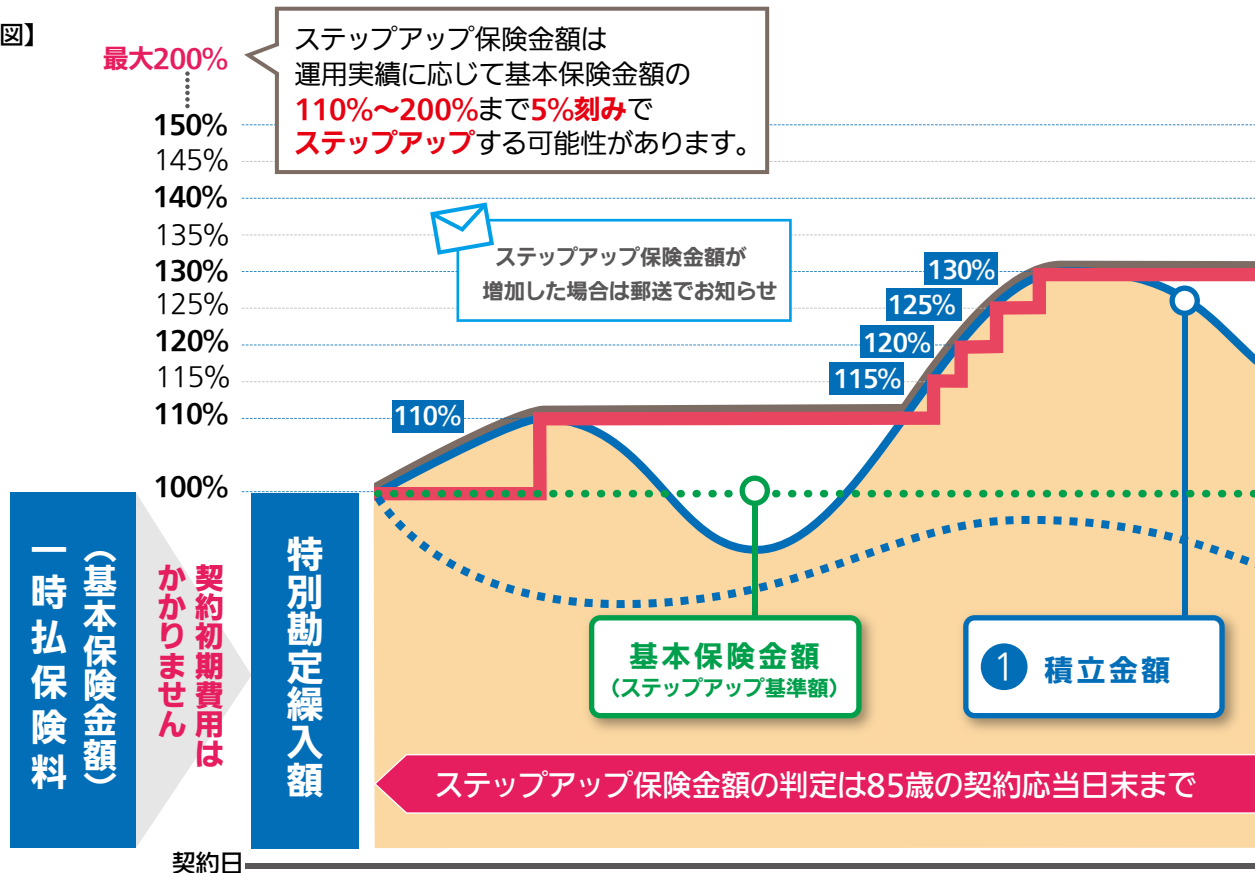
### 1 引受保険会社の名称および住所・連絡先について

- 名称：マスマチュアル生命保険株式会社
- 住所：〒135-0063 東京都江東区有明3-5-7
- 電話：0120-825-007（カスタマーサービスセンター）
- ホームページ：http://www.massmutual.co.jp

### 2 商品の特徴について

この商品は、積立金を特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて死亡保険金額、積立金額、解約払戻金額等が変動する保険料一時払の変額終身保険です。

【イメージ図】



### ⚠ 投資リスクについて

この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の死亡保険金額、積立金額、解約払戻金額等が増減します。特別勘定は、国内外の株式・債券等を実質投資対象とするため、特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあります。

このため、「株価の下落」「債券価格の下落」「為替変動」等によりお受取りになる解約払戻金額等が払込保険料（一時払保険料）を下回り、損失が生じる可能性があります。解約払戻金額に最低保証はありません。これらの投資リスクは、一時払変額終身保険をご契約のお客さまが負うことになります。

## 3 保障内容（死亡保険金）について

保険期間中に被保険者が亡くなられた場合には、死亡保険金として、次のいずれか大きい金額をお受取りいただけます。

① 被保険者が亡くなられた日における積立金額

◀ いずれか大きい金額 ▶

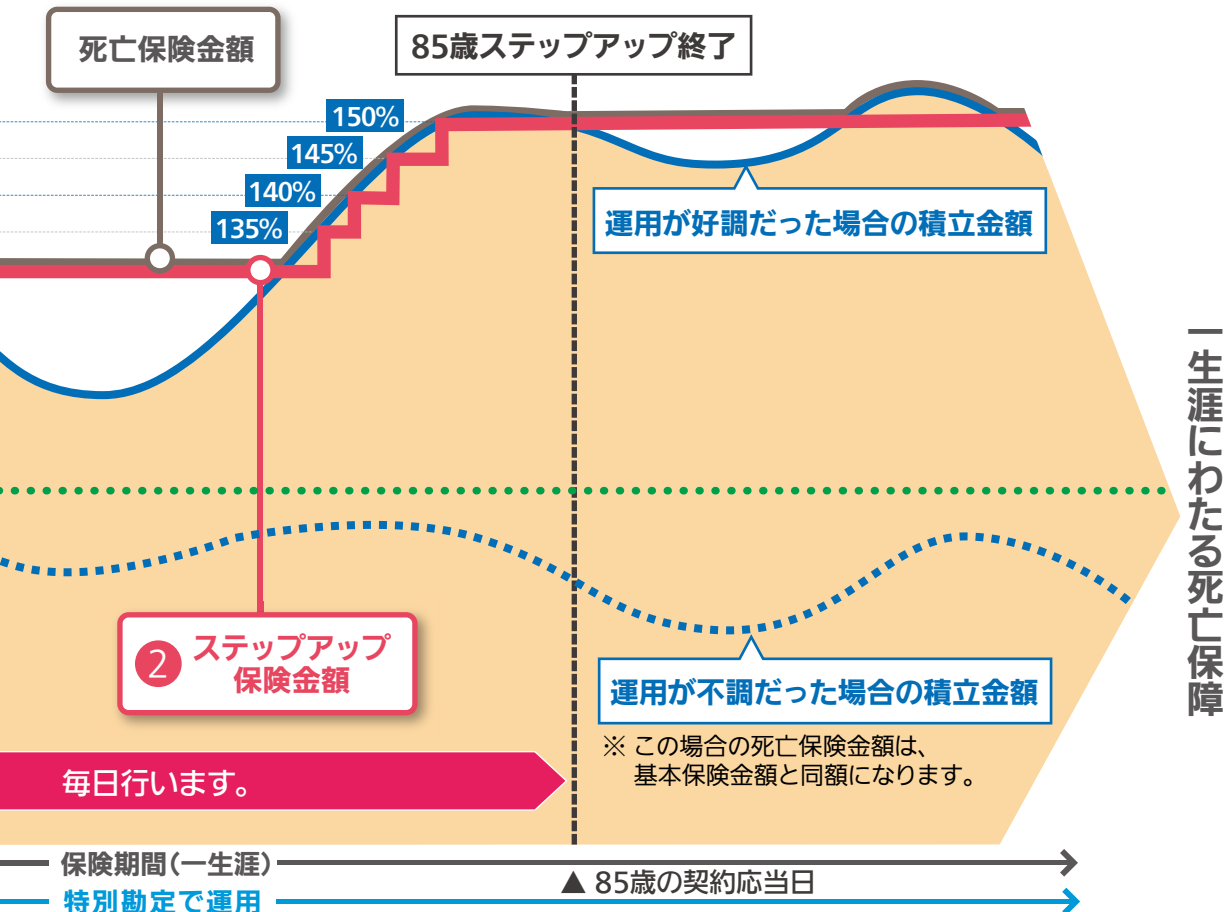
② 被保険者が亡くなられた日始に適用されたステップアップ保険金額



ご注意

死亡保険金の免責事由（責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺、死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡等）に該当した場合や、重大事由（死亡保険金を詐取する目的で事故を起こした場合（未遂を含みます）等）によりご契約が解除された場合には、死亡保険金をお支払いできないことがあります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

※当図はイメージをあらわしたもので、将来の積立金額や死亡保険金額等を保証するものではありません。





## ステップアップ保険金額

- 「ステップアップ保険金額」とは、ステップアップ死亡保障特約に定める死亡保険金の最低保証額のこと、契約日においては基本保険金額（一時払保険料相当額）と同額となります。
- 以後、毎日末の積立金額が基本保険金額（ステップアップ基準額）の110%～200%の範囲で5%刻みの額に到達した場合、その額が当日始のステップアップ保険金額を上回ったときに、ステップアップ保険金額はその到達した5%刻みの額に変更されます。
- 変更後の新たなステップアップ保険金額は、その到達した日の翌日始から適用されます。ステップアップ保険金額が増加した場合は、郵送にてお知らせします。
- ステップアップ保険金額の判定は、被保険者の年齢が85歳で迎える契約応当日末まで毎日行います。以後は、死亡保険金として85歳時のステップアップ保険金額\*が一生にわたり最低保証されます。  
\* 85歳で迎える契約応当日の翌日始のステップアップ保険金額が適用されます。



- 運用実績によっては、死亡保険金の最低保証額がステップアップしないこともあります。
- 一度ステップアップしたステップアップ保険金額は、それ以後下がることはありません。ただし、基本保険金額の減額等を行った場合には、減額した基本保険金額の割合に応じて減額されます。

## 4 費用について

この保険にかかる費用は「保険契約関連費用」「運用関連費用」の合計額となります。また特定のご契約者には、「解約、基本保険金額の減額をする際にかかる費用（解約控除）」「年金管理費」がかかります。

### ● すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
保険契約関連費用	ご契約の維持・管理および死亡保険金のお支払い等にかかる費用	積立金額に対して年率 <b>2.95%</b>	積立金額に対して左記の年率を日割りで控除します。
運用関連費用	投資信託の信託報酬等の特別勘定の運用にかかる費用	年率 <b>0.21%</b> (税込)	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して左記の年率を日割りで控除します。

※特別勘定の詳細につきましては、P6の「7. 特別勘定について」をご覧ください。

※運用関連費用は信託報酬を記載しています。信託報酬以外でお客さまにご負担いただく手数料として信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※運用関連費用は運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

### ● 特定のご契約者にご負担いただく費用

- 解約、基本保険金額の減額をする際にかかる費用（解約控除）  
契約日から10年未満の「解約」「基本保険金額の減額」に際し、解約控除の対象となる額に対して、経過年数に応じ **8.0%～0.8%** を控除します。
- 年金管理費  
年金移行特約により定額年金でお受取りいただく場合、年金受取日に特約積立金から年金額の **1%** を控除します。

※定額終身保険移行特約による定額終身保険への移行後、年金移行特約による定額年金への移行後および年金支払特約による年金の受取期間中は、保険契約関連費用および運用関連費用は発生しませんが、費用等を控除した当社の定める率により一般勘定で運用します。

## 5 解約等について

- ご契約者は、保険期間中であればいつでも、ご契約の解約または基本保険金額の減額により、解約払戻金をお受取りいただくことができます。ただし、解約されたときの解約払戻金は、一時払保険料より少ない金額になる場合があります。

※減額後の基本保険金額が 200 万円を下回る場合には、基本保険金額の減額はお取り扱いできません。

- 解約払戻金額は、解約計算基準日（解約の必要書類を当社が受付けた日の翌営業日）の積立金額から当社所定の解約控除額を差し引いた金額となります。
- 解約控除額は、次の解約控除率を解約計算基準日の基本保険金額（基本保険金額の減額の場合は、減額計算基準日における減額した基本保険金額）に乗じた金額になります。

契約日から解約計算基準日*までの年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
解約控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	0%

\*基本保険金額の減額の場合は減額計算基準日となります。

### 解約払戻金額の計算方法

〈解約の場合〉

$$\text{解約計算基準日の積立金額} - \left( \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率} \right) = \text{解約払戻金額}$$

〈基本保険金額の減額の場合〉

$$\text{減額計算基準日の積立金額} \times \frac{\text{減額した基本保険金額}}{\text{減額計算基準日の基本保険金額}} - \left( \text{減額した基本保険金額} \times \text{解約控除率} \right) = \text{解約払戻金額}$$

### 解約払戻金のお支払いの延期

当社は、解約払戻金のお支払いが特別勘定資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めたときは、最長 6 ヶ月の範囲内で、解約払戻金のお支払いを延期することがあります。この場合、解約払戻金に、当社所定の利率で計算した利息を付けてお支払いします。





## 6 付加できる特約について

### 定額終身保険移行特約

- 定額終身保険移行特約を付加することで、特別勘定で運用する一時払変額終身保険の解約払戻金額を原資として、一般勘定で運用する定額終身保険に移行することができます。
- この特約は契約日から5年経過している場合、ご契約者からのお申出により付加できます。
- 定額終身保険への移行日は、移行の申出に必要な書類を当社が受付けた日の翌営業日の翌日となります。
- 移行日始の特約積立金額は、移行日前日における主契約の解約払戻金額とし、移行後は、特別勘定による運用は行わず災害死亡保障のための費用等を控除した移行日における当社の定める率によって計算します。



**定額終身保険に移行した場合、ステップアップ保険金額による死亡保険金額の最低保証はなくなります。**

- 移行日始の特約積立金額が100万円未満となる場合は移行できません。
- 移行後の特約死亡保険金額は、被保険者死亡時の特約積立金額となります。
- 移行後の保険期間中に被保険者が次のいずれかに該当したときには、特約災害死亡保険金として被保険者の亡くなられた日の特約積立金額の10%を特約死亡保険金に上乘せしてお受取りいただけます。
  - ① 移行日以後に発生した所定の不慮の事故\*による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられたとき
  - ② 移行日以後に発病した所定の感染症\*を直接の原因として亡くなられたとき

\*「所定の不慮の事故」および「所定の感染症」とは、同特約の約款の「別表1 対象となる不慮の事故」および「別表2 対象となる感染症」にあらかじめ定められており、これに該当する場合に限りです。

### 年金移行特約

- 年金移行特約を付加することで、特別勘定で運用する一時払変額終身保険または一般勘定で運用する定額終身保険移行特約による定額終身保険の解約払戻金額を原資として、一般勘定で運用する定額年金に移行することができます。
- この特約は契約日から5年経過している場合、ご契約者からのお申出（被保険者の同意が必要となります）により付加できます。
- 年金種類は次の3種類からお選びいただけます。

- 確定年金（年金受取期間：5年・10年・15年・20年・30年・36年）
- 保証期間付終身年金（保証期間：5年・10年・15年・20年・30年・36年）
- 年金総額保証付終身年金

- この特約による年金の受取開始日は移行の申出に必要な書類を当社が受付けた日の翌営業日の翌日（定額終身保険移行特約による定額終身保険からの移行の場合は、移行の申出を当社が受付けた日の翌日）となります。
- 移行日始の特約積立金額は、移行日前日における主契約の解約払戻金額（定額終身保険移行特約による定額終身保険からの移行の場合は、定額終身保険の特約積立金額）となります。
- 年金受取期間中は、年金管理費（年金額の1%）が特約積立金から控除されます。

※定額年金への移行後の年金額が10万円未満となる場合および移行日における被保険者の年齢が90歳を超える場合は、移行できません。

※年金額は基礎率（移行日時点の予定利率、予定死亡率等）等に基づいて、移行日時点に計算され算出されますのでご加入時には確定しておりません。



契約日から10年以内に一時払変額終身保険から定額終身保険または定額年金に移行した場合は、解約控除を差し引いた解約払戻金額が移行日始の特約積立金額となります。

年金支払特約	<p>死亡保険金*をもとに年金基金を設定し、一括受取にかえて確定年金（年金受取期間は5年・10年・15年・20年・30年・36年から選択）でお受取りいただけます。</p> <p>*定額終身保険移行特約による定額終身保険の場合は、「特約死亡保険金または特約災害死亡保険金」と読み替えます。</p> <p>※年金額が10万円未満となる場合、年金のお受取りはできません。この場合、主契約の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いし、この特約は消滅します。</p> <p>※年金額は、基礎率（年金基金の設定時点の予定利率）等に基づいて、年金基金の設定時点に計算され算出されますのでご加入時には確定しておりません。</p>
--------	---

## 7 特別勘定について

- 特別勘定とは、変額保険契約にかかわる資産の管理・運用を行うための勘定です。他の保険種類の資産とは区分し、独立した体制と方針に基づき管理・運用を行います。
- ご契約者は、特別勘定資産の運用方法については一切指図はできません。
- 当社は、1つまたは2つ以上の特別勘定を特別勘定グループとしてグループ化しています。

### 特別勘定と運用方針

特別勘定の名称、特別勘定の運用方針および主たる投資対象とする投資信託等は以下のとおりです。

特別勘定の名称	VC 世界バランス																	
主たる投資対象とする投資信託	SMAM・グローバル・バランス VC 6 <適格機関投資家専用>																	
運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社																	
運用方針	<p>中長期的な収益の確保を目指し、主として円貨建ての短期金融資産等の安定したリターンが期待できる資産（以下、「安定資産」といいます）および国内外株式等の資産価値の大きな成長を期待できる資産（以下、「収益期待資産」といいます）に分散投資します。収益期待資産への投資については、以下の4つの主要株価指数先物取引への投資を通じて行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資産クラス</th> <th style="text-align: center;">対象株価指数先物</th> <th style="text-align: center;">基本構成割合*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">日本株式</td> <td style="text-align: center;">日経 225 先物</td> <td style="text-align: center;">25%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米国株式</td> <td style="text-align: center;">S&amp;P 500 先物</td> <td style="text-align: center;">25%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">欧州株式</td> <td style="text-align: center;">Euro Stoxx 50 指数先物</td> <td style="text-align: center;">25%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国株式</td> <td style="text-align: center;">ハンセン H 株指数先物</td> <td style="text-align: center;">25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*基本構成割合は、収益期待資産に対する各対象株価指数先物の割合です。</p> <p>また、市場環境の変化に応じ、安定資産および収益期待資産への配分比率を定期的に見直すことにより、特別勘定の価格変動性（ボラティリティ）を6%程度に調整し、特別勘定資産の安定的成長を目指します。</p> <p>外国株式等の外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。</p>			資産クラス	対象株価指数先物	基本構成割合*	日本株式	日経 225 先物	25%	米国株式	S&P 500 先物	25%	欧州株式	Euro Stoxx 50 指数先物	25%	中国株式	ハンセン H 株指数先物	25%
資産クラス	対象株価指数先物	基本構成割合*																
日本株式	日経 225 先物	25%																
米国株式	S&P 500 先物	25%																
欧州株式	Euro Stoxx 50 指数先物	25%																
中国株式	ハンセン H 株指数先物	25%																
運用関連費用	年率 0.21%（税込）																	

※運用関連費用は信託報酬を記載しています。信託報酬以外でお客様にご負担いただく手数料として信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映されることとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※運用関連費用はご選択いただいた特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して日割りで控除します。

※運用関連費用は運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。



## 資産の評価方法

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、積立金額は、その運用実績により増減します。
- 特別勘定資産の評価方法は、次のとおりとします。ただし、この評価方法については、今後変更されることがあります。
  - ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価評価をします。
  - ② ①以外の資産については、原価法によります。
  - ③ デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務は時価評価するものとし、その評価差額は損益に計上します。
  - ④ 外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によります。



**ご注意**

- この保険では、お客さまからお申込みいただいた一時払保険料を、ご契約の申込日が属する週の翌週の木曜日からその日を含めて3営業日を経過する日の翌日始に特別勘定に繰入れます。ただし、契約日または承諾日のいずれか遅い日がご契約の申込日が属する週の翌週の木曜日以後となる場合には、契約日または承諾日のいずれか遅い日が属する週の翌週の木曜日からその日を含めて3営業日を経過する日の翌日始に繰入れます。
- 特別勘定に繰入れられた積立金は主に投資信託を通じ、特別勘定の運用方針にしたがい株式や債券等に投資を行います。したがって、投資の対象となる株式市場や債券市場等が下落した場合には、積立金も下落します。また、外国株式や外国債券等、外貨建の資産を投資対象としているものについては、為替変動の影響を受けます。そのため、運用実績によっては解約払戻金額等のお受取金額が一時払保険料を下回ります。なお、解約払戻金額に最低保証はありません（投資リスク）。この投資リスクはすべてご契約者に帰属します。

※この特別勘定に関する事項は、概要を記載しています。詳細につきましては、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

## 8 投資リスクについて

特別勘定の運用実績に基づいて、解約払戻金額等が変動（増減）するため、お受取りいただく金額が一時払保険料を下回ることがあります。

特別勘定による資産運用では、主に以下の投資リスクがあります。ただし、以下の記述はすべてのリスクを網羅したものではありません。投資リスクの詳細につきましては「特別勘定のしおり」をご覧ください。

### ① 価格変動リスク

主に株式や債券に対して投資を行う特別勘定では、有価証券の市場価格の変動により資産価値が減少することがあります。

（例）一般的に日本市場の株式の価格（株価）が下落した場合、TOPIX（東証株価指数）をベンチマーク（運用の目標基準）として運用を行っている投資信託の資産価値は減少します。

### ② 為替リスク

主に外貨建資産に対して投資を行う特別勘定では、外国為替相場の変動により資産価値が減少することがあります。

（例）一般的に円相場が円高になった場合、MSCI-KOKUSAI（円ベース）をベンチマークとして運用を行っている、為替ヘッジを行っていない外貨建て投資信託（投資信託の運用先資産の価値に変化がない場合）の資産価値は減少します。

### ③ 信用リスク

主に株式や債券に対して投資を行う特別勘定では、発行体の経営・財務状況の悪化により資産価値が減少することがあります。

（例）一般的に株式や債券の発行体の経営状況が悪化した場合、その発行体の株式や債券で資産の運用を行っている投資信託の資産価値は減少します。

### ④ 金利変動リスク

主に債券に対して投資を行う特別勘定では、金利の変動により資産価値が減少することがあります。

（例）一般的に日本市場の金利が上昇した場合、NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとして運用を行っている投資信託の資産価値は減少します。

※上記（例）は市場の変化による資産価値の一般的な状況を表したもので、実際には個々のリスク要因等が重なりあい、上記のような結果にならないことがあります。



## 9 ご契約のお取扱いについて

契約年齢 (被保険者の満年齢)	20歳～75歳
基本保険金額 (一時払保険料)	200万円～5億円(1万円単位) ※同一被保険者において、この保険の基本保険金額と当社の定める他の保険契約の死亡保険金額等を通算して5億円を超えることはできません。
保険期間	終身
付加される特約	ステップアップ死亡保障特約
保険料払込方法	一時払のみ(指定金融機関口座への送金扱いのみ)
増額	お取扱いはありません

※付加できる特約につきましては、「契約概要」P5の「6. 付加できる特約について」をご覧ください。



一時払保険料、基本保険金額等、具体的なお契約の内容については、「申込書」に記載のとおりとなりますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にてご契約内容をご確認ください。

## 10 配当金について

この保険は無配当商品です。契約者配当金はありません。



## 一時払変額終身保険（10）ステップアップ死亡保障特約付

- ◆ この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ◆ この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。
- ◆ この保険は、マスマチュアル生命保険株式会社（以下「当社」といいます）を引受保険会社とする生命保険商品です。

### お客さまにご負担いただく費用についてご確認ください。

この保険にかかる費用は「保険契約関連費用」「運用関連費用」の合計額となります。特定のご契約者には、「解約、基本保険金額の減額をする際にかかる費用」「年金管理費」がかかります。

#### ■すべてのご契約者にご負担いただく費用

保険契約関連費用	積立金額に対して年率 <b>2.95%</b> を日割りで控除
運用関連費用	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して年率 <b>0.21%</b> （税込）を日割りで控除

※ 運用関連費用は信託報酬を記載しています。信託報酬以外でお客さまにご負担いただく手数料として信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※ 運用関連費用は運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

#### ■特定のご契約者にご負担いただく費用

- 解約、基本保険金額の減額をする際にかかる費用（解約控除）  
契約日から10年未満の「解約」「基本保険金額の減額」に際し、解約控除の対象となる額に対して、経過年数に応じ **8.0% ~ 0.8%** を控除します。
- 年金管理費  
年金移行特約により定額年金でお受取りいただく場合、年金受取日に特約積立金から年金額の **1%** を控除します。

※ 定額終身保険移行特約による定額終身保険への移行後、年金移行特約による定額年金への移行後および年金支払特約による年金の受取期間中は、保険契約関連費用および運用関連費用は発生しませんが、費用等を控除した当社の定める率により一般勘定で運用を行います。

## お客さまが負うリスクについてご確認ください。

■この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の死亡保険金額、積立金額、解約払戻金額等が増減します。特別勘定は、国内外の株式・債券等を実質投資対象とするため、特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあります。このため、「株価の下落」「債券価格の下落」「為替変動」等によりお受取りになる解約払戻金額等が払込保険料（一時払保険料）を下回り、損失が生じる可能性があります。解約払戻金額に最低保証はありません。これらの投資リスクは、一時払変額終身保険をご契約のお客さまが負うこととなります。

※特別勘定が主たる投資対象とする投資信託の運用方針、投資リスク等の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をご覧ください。

■引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、死亡保険金額等が削減されることがあります。

## ご契約に関わる制度やお取扱いについて

### 1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日から起算して8日以内であれば、当社の本店への書面での郵便によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。
- 保険契約のお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、上記の期間内（8日以内の消印有効）に書面（封書）によりお送りください。

#### 【書面送付先】

〒135-0063 東京都江東区有明 3-5-7  
マスマチュアル生命保険株式会社  
カスタマーサービスセンター宛

- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は申込者等に対し、お申込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- 次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。
  - ① 申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
  - ② 債務の履行を担保するための保険契約である場合
  - ③ 既契約の内容変更である場合

※クーリング・オフ制度の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



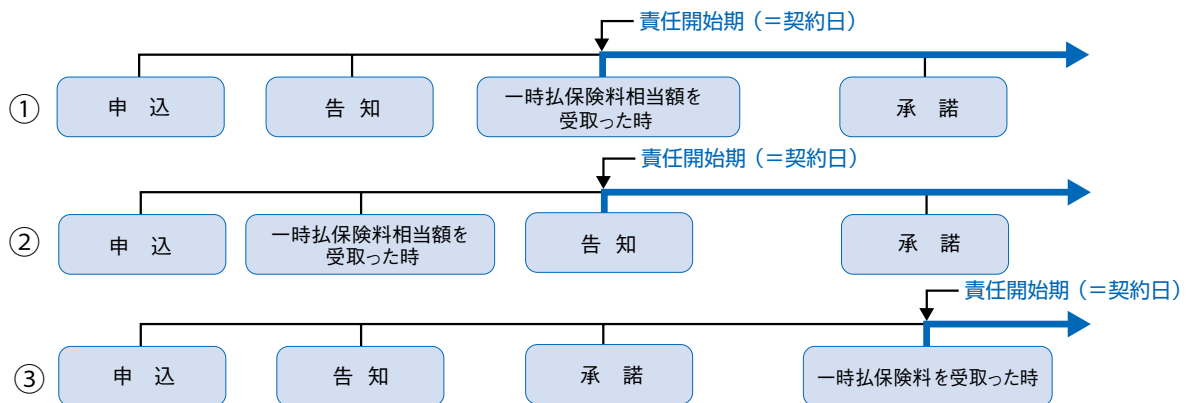
## 2 告知義務について

- ご契約者や被保険者には、職業等について告知をしていただく義務があります。ご契約にあたっては、当社が「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 告知受領権は当社が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。
- 「告知書」記載の事項について、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日からその日を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります（責任開始の日から2年を経過していても、保険金等のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります）。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これらをお支払いすることができません（ただし、「保険金等のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いすることがあります）。この場合、解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

※告知義務および告知義務違反の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 3 責任開始期および保険料の特別勘定への繰入れについて

- 当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合には、当社は一時払保険料（相当額）を受取った時（告知される前に受取ったときは告知の時）からご契約上の責任を負います。責任開始期について図示すると、次のようになります。



- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。
- 当社は、一時払保険料を、ご契約の申込日が属する週の翌週の木曜日からその日を含めて3営業日を経過する日の翌日始に特別勘定に繰入れます。ただし、契約日または承諾日のいずれか遅い日をご契約の申込日が属する週の翌週の木曜日以後となる場合には、契約日または承諾日のいずれか遅い日が属する週の翌週の木曜日からその日を含めて3営業日を経過する日の翌日始に繰入れます。

## 4 死亡保険金等をお支払いできない場合について

次の場合には、死亡保険金等をお支払いできないことがあります。

### <免責事由に該当した場合>

- 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ご契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき 等

### <告知義務違反による解除の場合>

### <重大事由による解除の場合>

- ご契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
- ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人等が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき 等

### <ご契約者が死亡保険金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となった場合>

### <ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなった場合>

※死亡保険金等をお支払いできない場合の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 5 お支払いに関する手続き等の留意事項について

- お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および死亡保険金等のお支払い期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。

## 6 税金のお取扱いについて

### <生命保険料控除について>

お払込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

### <解約払戻金に対する課税>

所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

### <死亡保険金に対する課税>

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者（または子）	子（または配偶者）	贈与税



- 税務のお取扱いは2013年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 平成25年（2013年）1月1日から平成49年（2037年）12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額 × 2.1%」が課税されます。





## 7 解約について

- 保険期間中であれば、いつでもご契約を解約して解約払戻金を受取ることができますが、解約払戻金に最低保証はありません。
- 解約払戻金額は、解約時の積立金額をもとに計算されるため、運用実績によってはお払込みいただいた一時払保険料を下回る可能性があります。
- 契約日から10年未満の解約によって解約払戻金をお支払いする際は、当社が解約の必要書類を受付けた日の翌営業日（解約計算基準日）の積立金額から解約控除額を差し引いた金額が解約払戻金額となります。  
※「解約控除」につきましては、「契約概要」P4の「5.解約等について」をご覧ください。
- 当社は、解約払戻金のお支払いが特別勘定資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めるときは、最長6ヵ月の範囲内で、解約払戻金のお支払いを延期することがあります。この場合、解約払戻金に当社所定の利率で計算した利息を付けてお支払いします。

## 8 特別勘定に関する資産の種類・評価方法および運用方針について

特別勘定に関する資産の種類・評価方法および運用方針については、「契約概要」P6の「7.特別勘定について」をご確認ください。また、資産運用に関する詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

## 9 新たな保険契約への乗り換えについて 【現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合】

現在ご加入されている保険契約を解約・一部解約して、新たな保険契約にご加入される際には、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・一部解約された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

## 10 保険契約の保護について 【生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合】

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

**マスマチュアル生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。また、一時払変額終身保険（10）ステップアップ死亡保障特約付は生命保険契約者保護機構による補償の対象契約です。**

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、死亡保険金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820  
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## その他ご契約上の重要事項について

### 1 当社の組織形態について

保険会社の会社組織形態には、相互会社と株式会社があり、当社は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように社員（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

### 2 預金ではなく生命保険であることについて [預金等との違いについて]

この保険はマスマニューチュアル生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

### 3 その他下記事項についてご確認ください。

保険料を借入金で調達した場合、運用実績等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取り扱いできません。

## ◆ ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

### ▼生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

#### マスミューチュアル生命 カスタマーサービスセンター

 0120-825-007

受付時間／平日（月～金曜）午前9：00～午後5：00

※土・日曜、祝日は除きます。

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

### ▼指定紛争解決機関

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。
- ・（社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）。

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 個人情報利用目的について

マスミューチュアル生命保険株式会社は、お客さまの個人情報を、下記の目的のために、業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- ① 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

お申込みに際しましては、この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」のほか、必ず「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」もあわせてご確認ください。

SMBC 日興証券株式会社（募集代理店）では複数の保険会社の商品を取扱っています。ご要望がございましたら、募集代理店の販売資格を持った社員にお問い合わせください。

〔募集代理店〕

**SMBC日興証券株式会社**

お問い合わせは日興コンタクトセンター ☎0120-550-250

平日9:00～19:00／土・日・祝日9:00～17:00

（土・日・祝日は資料請求のみ承ります）

SMBC日興証券ホームページ <http://www.smbcnikko.co.jp>

〔引受保険会社〕

**マスミューチュアル生命保険株式会社**

〒135-0063 東京都江東区有明 3-5-7

フリーダイヤル ☎0120-825-007

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

受付時間：平日（月～金曜）午前9:00～午後5:00（土・日曜、祝日は除きます）

<http://www.massmutual.co.jp>

MM-02-J-13018-10(13.02) NKK021-1304



読みやすい  
ユニバーサル  
デザイン文字

